

ひろしま食育ネットワーク事業実施要領

1 目的

本事業は、広島市食育推進計画に基づき、食育推進に取り組む事業所や団体等の食育推進の担い手が、それぞれの取組についての情報交換を図ることにより、互いの連携を強化し、食育に関する取組をより効果的・効率的に実施するとともに、社会全体の食育推進に対する機運を高めることを目的とする。

2 構成

ひろしま食育ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、次の要件の全てに該当する事業所や団体等（「ひろしま食育ネットワーク参加団体」（以下「参加団体」という。）という。）及び関係行政機関で構成する。

- (1) 広島市食育推進計画に賛同し、本計画に基づく「食育推進プログラム」を実施、又は実施に協力することができること。
- (2) 原則として市内で活動を行っている、又は行うことができること。
- (3) 事業所名や団体名、活動内容等の公開が可能であること。
- (4) 参加目的が宗教活動や政治活動でないこと。

3 参加団体の登録

- (1) 参加団体に登録しようとする事業所や団体等は、申込書（様式1）を、広島市健康福祉局保健部健康推進課（広島市食育推進会議事務局）へ提出するものとする。
- (2) 広島市健康福祉局保健部健康推進課（広島市食育推進会議事務局）は、申込書に記載された事項が2に該当すると認められるときは、参加団体として登録し、公表する。
- (3) 参加団体が要件に適合しなくなったとき又は、公序良俗に反するなど、ネットワーク事業の適切な運営に支障が生じる恐れのある場合には登録の削除を行うことができるものとする。

4 事業内容

- (1) 市ホームページ等を活用し、参加団体の情報を広く公表する。ただし、営利を主たる目的とする内容は公表しない。
- (2) 参加団体を対象とした講習会、事例発表会等を開催する。
- (3) 希望する参加団体に対し、食育に関する情報をEメール等で提供する。
- (4) その他、目的を達成するために必要な取組を行う。

5 経費

ネットワークへの参加にあたり、登録費等は徴収しない。ただし、ネットワークの活動に必要な経費（交通費等）については、各参加団体が負担するものとする。

6 その他必要事項

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。